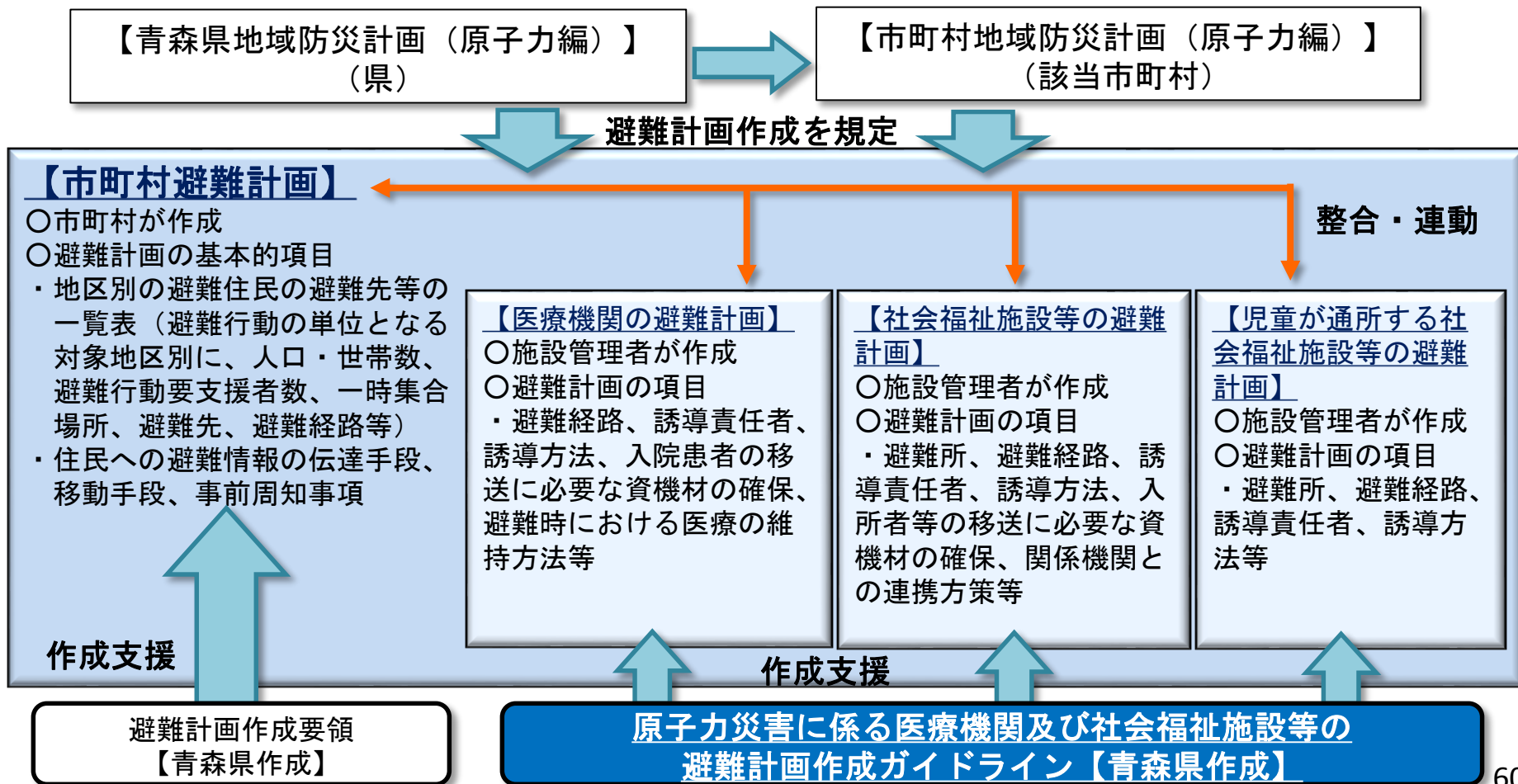


医療機関及び社会福祉施設等の避難計画

1 市町村避難計画と医療機関等の避難計画の関係

- 市町村は対象地域全体の避難計画として「市町村避難計画」を作成するが、医療機関及び社会福祉施設等が作成する「避難計画」を包含するものであり、それぞれの避難計画は整合・連動していなければならない。県では避難計画作成を支援するため、「原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」を策定した。

[<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/care/hinankeikakuguideline.html>]



2 避難計画の作成対象施設（ガイドラインの対象施設）

次の①と②に該当する医療機関及び社会福祉施設等は、県及び所在市町村等と連携し「避難計画」を作成する。

①東北電力株式会社東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内に所在する。

原子力災害対策重点区域（青森県地域防災計画（原子力編で定める区域））

PAZ（Precautionary Action Zone）

（予防的防護措置を準備する区域）

⇒概ね半径5km圏内

UPZ（Urgent Protective action planning Zone）

（緊急時防護措置を準備する区域）

⇒概ね半径5km～30km圏内

②次に掲げる対象施設に該当する。

区分	対象施設
医療機関	病院、有床診療所（一般住民対象で、入院機能を有するもの）
社会福祉施設等 （入所施設）	障害児入所施設、障害者入所施設、障害者グループホーム・ケアホーム 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、介護老人保健施設、認知症グループホーム、ショートステイ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
児童が通所する 社会福祉施設等	保育所、認定こども園、児童館、放課後等デイサービス

※避難計画作成対象となっている特別養護老人ホームや障害者支援施設等のうち、通所施設が併設されている施設については、通所施設も含めて一体的に避難計画を作成することが実効的である。

※無床診療所や高齢者や障害者の通所施設における避難計画作成は、施設管理者が任意で行うこととなるが、市町村において通所施設の避難計画作成が必要と判断する場合には、県の避難計画作成ガイドライン（児童が通所する社会福祉施設等の避難計画）を参考に作成を進めていくことを検討すること。

3 避難元市町村の医療機関及び社会福祉施設等の状況

東北電力株式会社東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内（概ね30km圏内）に所在している、避難計画作成対象の医療機関及び入所系の社会福祉施設等は下表のとおり。（平成27年10月9日現在）

区 分	対 象 施 設	施設数
医療機関	病院(3)、有床診療所(4)（※一般住民対象で、入院機能を有するもの）	7
社会福祉施設等 （入所施設）	養護老人ホーム(1)、特別養護老人ホーム(10)、軽費老人ホーム(1)、 介護老人保健施設(4)、認知症高齢者グループホーム(9)、ショートステイ(1)、 有料老人ホーム(11)、サービス付き高齢者向け住宅(1)	38
	障害児入所施設(1)、障害者支援施設(5)、障害者グループホーム・ケアホーム (10)	16
児童が通所する 社会福祉施設等	保育所(15)、認定こども園(3)、児童館(2)、放課後等デイサービス(2)	22
計		83

3 避難元市町村の医療機関及び社会福祉施設等の状況

市町村	医療機関		社会福祉施設等（老人入所）			
		うち5km圏内	うち5～30km圏内		うち5km圏内	うち5～30km圏内
東通村	1 (19)		1 (19)	5 (132)	2 (23)	3 (109)
むつ市	5 (612)		5 (612)	25 (887)		25 (887)
横浜町	0			4 (196)		4 (196)
六ヶ所村	1 (19)		1 (19)	4 (122)		4 (122)
計	7 (650)	0	7 (650)	38 (1,337)	2 (23)	36 (1,314)

市町村	社会福祉施設等（障害入所）		社会福祉施設等（児童通所）			
		うち5km圏内	うち5～30km圏内		うち5km圏内	うち5～30km圏内
東通村	0			1 (230)		1 (230)
むつ市	12 (223)		12 (223)	15 (1,156)		15 (1,156)
横浜町	0			3 (153)		3 (153)
六ヶ所村	4 (59)		4 (59)	3 (365)		3 (365)
計	16 (282)	0	16 (282)	22 (1,904)		22 (1,904)

※（ ）内は病床数又は定員数（ショートステイは含まない）

4 原子力災害時の医療機関等の対応イメージ

事態の進展	PAZ圏内（～5km）の 医療機関・社会福祉施設等	UPZ圏内（5～30km）の 医療機関・社会福祉施設等
警戒事態 (EAL1) 大地震（震度6以上） 等	①大地震が発生したことで原子力発電所に異常事象の発生→「警戒事態」となる →市町村から施設へ周知・連絡 ②避難の準備開始	②事態の進展に備える
施設敷地緊急事態 (EAL2) 全交流電源喪失等	③原子力発電所で異常事象が進展 → 「施設敷地緊急事態」となる →市町村から施設へ周知・連絡 ④避難の開始 (市町村等と連携)	④屋内退避の準備開始
全面緊急事態 (EAL3) 冷却機能喪失等	⑤原子力発電所で異常事象が更に進展→「全面緊急事態」となる →市町村から施設へ周知・連絡 ⑥安全な地域に到達	⑥屋内退避の開始 避難等の準備開始
原子力発電所から放射性物質が放出		
緊急防護措置 500 μ Sv/h以上 避難の実施【OIL1】	⑦空間放射線量率を測定し、避難が必要な地域となった場合 → 一定期間内に避難等を行う (⇒市町村から施設へ周知・連絡)	
早期防護措置 20 μ Sv/h以上 1週間程度内に一時 移転【OIL2】	⑧避難等の開始 (市町村等と連携)	

5 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の考え方

東北電力(株)東通原子力発電所の原子力災害対策重点区域内(原子力発電所から概ね30km圏内)に所在する医療機関及び社会福祉施設等の入院患者や入所者については、基本的に住民と同じ避難先市町村の医療機関及び社会福祉施設等へ避難する。

避難元 市町村名	避難先 市町村名
東通村	青森市
むつ市	青森市
横浜町	弘前市
六ヶ所村	



※野辺地町の原子力災害対策重点区域内には、医療機関及び社会福祉施設等は所在していない。

※むつ市に所在している医療機関及び社会福祉施設等が多いため、避難対象者数や避難先市町村の被災状況によっては、避難先市町村以外の医療機関や社会福祉施設等を避難先とする可能性がある。

原子力災害対策重点区域

PAZ (Precautionary Action Zone)

(予防的防護措置を準備する区域)
⇒概ね半径5km圏内
⇒早い段階から避難の準備をし、放射性物質の放出前に避難を開始する。

UPZ (Urgent Protective action planning Zone)

(緊急時防護措置を準備する区域)
⇒概ね半径5km～30km圏内
⇒放射性物質の放出前後は屋内に退避する。放射性物質の放出が落ちついた後に、地域の空間放射線量率を計測し、避難や一時移転が必要と判断された場合には、避難等を行う。

6 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の登録

①避難先は、県が事前に避難先施設として了解を得られた医療機関及び社会福祉施設等をグループ分けして台帳に登録しておき、災害時に県が避難先市町村等と連携して避難先施設と調整を行い決定する。

- 台帳登録を行うため、県では「**青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱**」を策定し、対象となる医療機関及び社会福祉施設等に対して登録を依頼する。
- 避難計画作成対象施設が作成する「避難計画」には、あらかじめ特定の避難先施設名は記載しないが、県が登録した避難先施設の情報は、避難計画作成対象施設、避難元市町村及び避難先市町村等に情報提供を行う。
- 避難計画作成対象施設では、災害時に県及び市町村等が避難先の調整にあたって必要となる情報をまとめ、伝達する体制を整える。
- 避難者の状況によっては、避難先として宿泊施設（旅館・ホテル）を活用することも検討していく。

②児童が通所する社会福祉施設等の避難先は一般の避難所となる。

- 避難計画作成対象施設が作成する「避難計画」には、あらかじめ避難所名等を記載する。

6 避難先の医療機関及び社会福祉施設等の登録

<台帳登録と調整（マッチング）のイメージ>

施設種別	避難元施設（東通村、むつ市）	避難先候補施設（青森市）
医療機関	A施設（11km、19床）	M施設（〇〇を10人まで受入可）
	B施設（19km、19床）	N施設（〇〇を15人まで受入可）
	：	：
老人施設	E施設（4km、定員5）	U施設（〇〇を10人まで受入可）
	F施設（5km、定員18）	V施設（〇〇を5人まで受入可）
	：	：
障害者施設	I施設（9km、定員30）	Y施設（〇〇を10人まで受入可）
	J施設（13km、定員50）	Z施設（〇〇を10人まで受入可）
	：	：

◇調整例（県及び避難先市町村が連携して施設と調整し避難先として決定）

施設種別	避難元施設（東通村、むつ市）	避難先候補施設（青森市）
医療機関	A施設（11km、対象19人）	M施設（施設被災のため受入不可）
		N施設（特に状態を問わずに10人まで受入可）⇒10人避難
		P施設（〇〇であれば15人まで受入可）⇒9人避難

7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

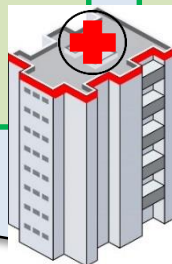
(1) 事前の準備（避難先施設の登録） 第1条～第8条

①県は、原子力災害時の避難先を確保するため、「青森県原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱」を策定し、この要綱に基づき「**避難先施設**」の登録を進めるため、**医療機関及び社会福祉施設等に登録を依頼する。**

②医療機関及び社会福祉施設等の管理者は、登録制度の目的に賛同し「避難先施設」として登録することが可能な場合には、**県に申請を行う。**

避難先施設の役割

- ◇原子力災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、
- ◇避難又は一時移転を行う必要がある医療機関の入院患者や社会福祉施設等の入所者の受け入れを行い、
- ◇避難生活に必要な支援を行う。



登録対象

- ◇避難先市町村（青森市、弘前市）に所在している次の施設
 - ・病院、障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設

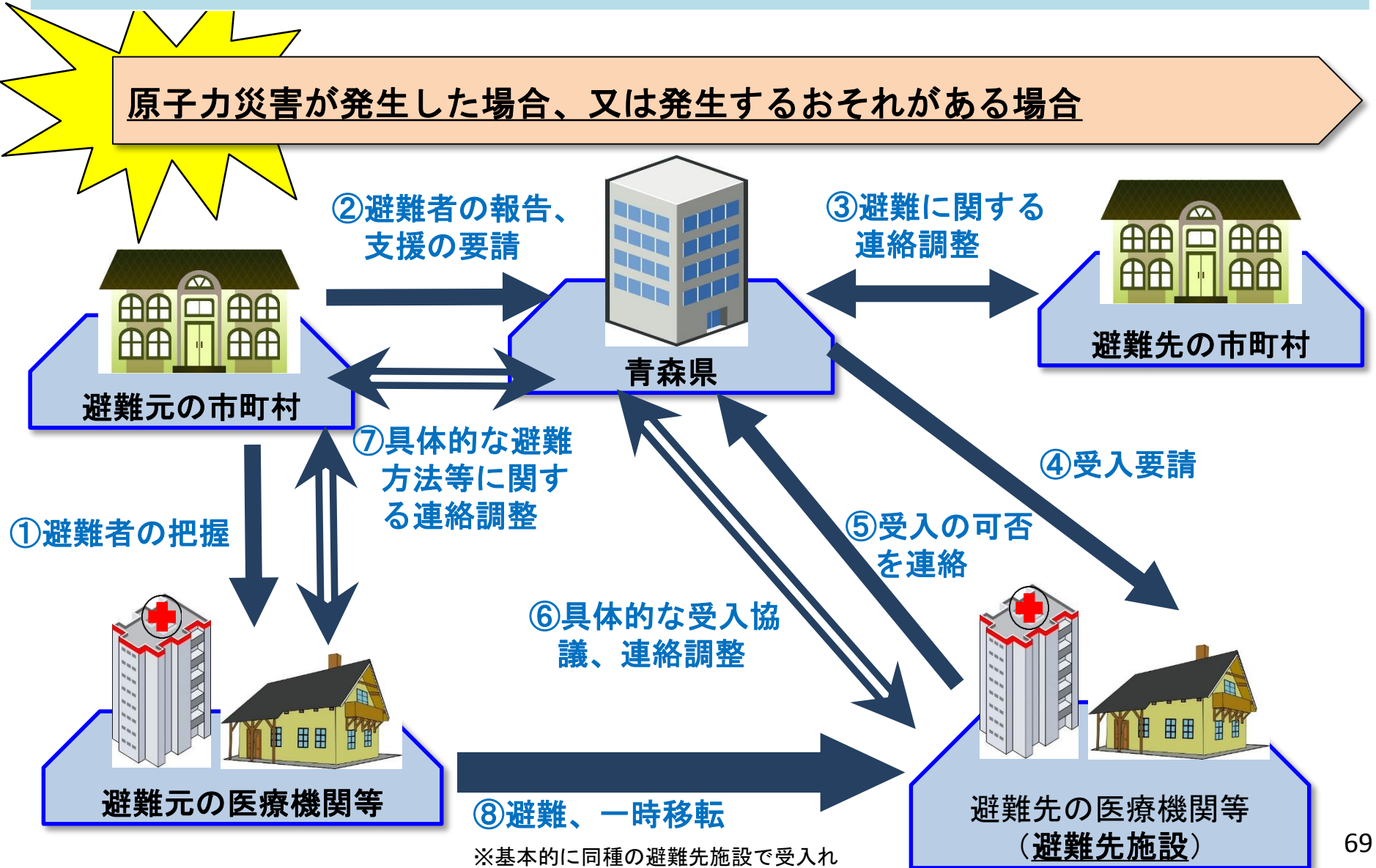


③県は、申請内容を確認し**台帳に登録を行う**。登録期間は廃止の届出がない限り自動更新し、登録内容は定期的に更新する。

7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

(2) 原子力災害に係る避難者の受入 第9条第1項～第4項

原子力災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合



7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

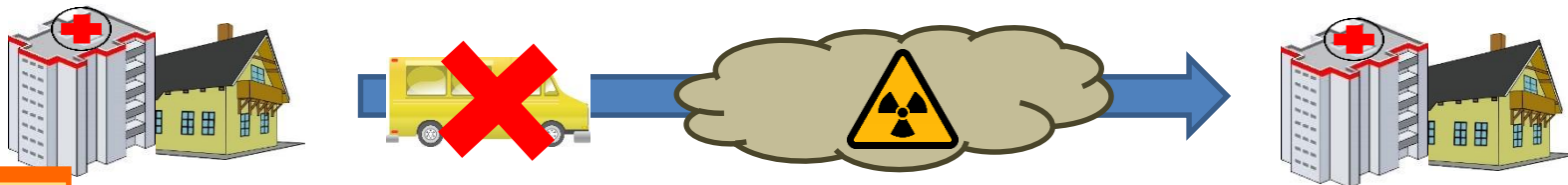
(3) 避難者の放射性物質による汚染の状況 第9条第5項

①原子力発電所から放射性物質が放出される前に避難を行っており、放射性物質による汚染がない者

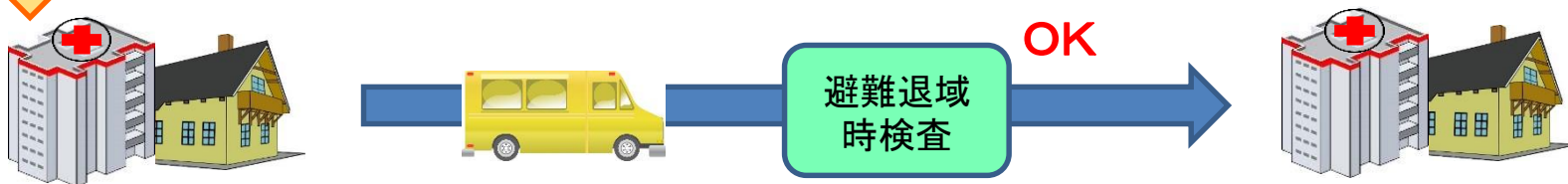
- ・原子力発電所から5 km圏内の医療機関及び社会福祉施設等は、原子力発電所から放射性物質が放出される前に避難を開始して、安全な地域に到達する。

②原子力発電所から放射性物質が放出された後に避難等を行った者で、県が行う避難退域時検査を受け、放射性物質による汚染が、国が定める除染を行う判断基準以下であることを確認している者

- ・原子力発電所から30 km圏内の医療機関及び社会福祉施設等は、原子力発電所から放射性物質が放出している間は屋内に退避し、放出中に避難は行わない。



- ・原子力発電所からの放射性物質の放出が落ちついた後、国が避難や一時移転が必要な状況であるか判断し、避難等を行う場合は、避難途中で避難退域時検査を受け、放射性物質による汚染が国が定める除染を行う判断基準以下であることを確認する。



7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

(4) 避難先施設の協力内容 第10条～第13条

避難先施設における受入期間や支援内容は次のとおり。

受入期間

- ◆受入れが可能になった日から、転院や退所等により避難を要しなくなるまでの期間
- ※避難後、そのまま入院・入所になった場合を含むものである
- ※台帳登録時に申請いただいた受入可能人数を必ず受入しなければならないものではなく、受入にあたっては必ず調整を行うものである

支援内容

- ◆避難者及び付添いする支援者に対する
必要な食料、寝具その他の生活必需品の提供
- ◆避難者に対する
避難生活上の支援、必要とする保健医療サービス・福祉サービスの提供

可能な範囲で協力をお願いすること

- ◆所在する市町村の行政区域内における避難者の搬送
- ◆医療機関や社会福祉施設等の入院・入所者以外の者の受入れ（在宅で医療や介護を受けており医療機関や社会福祉施設等での受入れが適当な者、体育館等の避難所に避難したがそこでは健康状態の悪化が懸念される者など）

7 原子力災害に係る避難先施設登録制度実施要綱の概要

(5) 避難先施設の費用負担 第14条

受入に要した費用は県が負担する（災害救助法等の定めによる）

避難先施設の位置付け

位置付け	運営者	運営の支援
県が開設する 福祉避難所 （災害救助法第2条 により県が実施主体 として救助）	避難先施設の管理者 （県が福祉避難所の 運営を委託）	<ul style="list-style-type: none">・ 県→避難先施設との連絡調整、後方支援・ 避難元市町村→避難者の退所等の支援・ 避難先市町村→避難先施設への食料の配分等の支援 （災害救助法第13条第2項による県が行う救助の補助業務）

費用負担する内容

管理運営に要した次の費用

- ①食料、寝具その他の生活必需品の提供に要した費用（被服の提供も含む）
- ②日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の提供に要した費用
- ③避難先施設の設置、維持、管理及び日常生活上の支援を含めた生活に関する相談に要する人件費
- ④避難者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要となる仮設設備並びに機械又は器具等の借上費又は工事費で、あらかじめ県の承諾を得た費用
- ⑤その他医療機関等からの避難者の受入れに要する費用で、あらかじめ県の承諾を得た費用

8 避難経路、避難手段等

(1) 避難経路

①医療機関及び社会福祉施設等が所在する避難元市町村の「避難計画（原子力編）」で定める避難経路に基づき避難する。

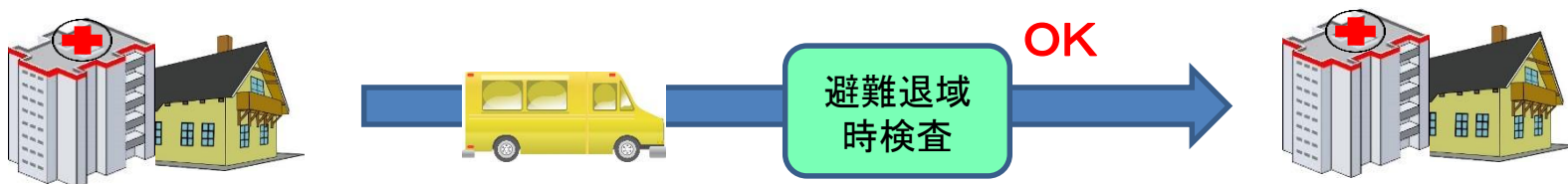
- 施設が作成する「避難計画」には、市町村と調整を図ったうえで避難経路を記載する。
- 海路を活用した下北半島西側からの避難、陸路を活用した南下する避難が基本となる。
- 避難先施設は災害時に決定することから、避難先市町村の特定の場所までの避難経路とする。

②原子力発電所から放射性物質が放出している間は屋内に退避し、放出中に避難は行わない。



③原子力発電所からの放射性物質の放出が落ちついた後、国等が空間放射線量率を測定したうえで避難や一時移転が必要な状況であるか判断をする。

④避難等を行う場合は、避難途中で県が行う避難退域時検査を受け、放射性物質による汚染が国が定める除染を行う判断基準以下であることを確認する。



8 避難経路、避難手段等

(2) 避難手段

- ①避難手段は医療機関及び社会福祉施設等が保有している車両を活用しつつ、県及び市町村が連携し、必要なバスや福祉車両、救急車等を関係機関と調整して確保する。
 - 施設が作成する「避難計画」には、保有している車両の台数等のほか、必要と考えられる避難手段について記載する。
- ②関係機関との調整だけでは避難手段が十分確保できない場合は、県は他の避難手段の確保を図るとともに、隣接道県や国等に対して支援を要請する。
 - 避難する際に必要となる福祉車両の事前の配備については、在宅の避難行動要支援者を含めた避難対策全体の検討を進めていく。

(3) 避難により健康リスクが高まる者の判断

- ①避難の実施により、避難しなかった場合に比べて健康リスクが高まる者の判断は、医療機関及び社会福祉施設等の管理者等の責任者が行う。
- ②常勤医師がいない施設では、事故に備えてあらかじめ嘱託医と相談しておく。
- ③災害時、現地において医師から助言を得られる場合には、その判断に従う。

8 避難経路、避難手段等

(4) 避難及び屋内退避時の医療・福祉人材の確保

- ①原子力災害対策重点区域内（30km圏内）に所在する医療機関及び社会福祉施設等が屋内退避を行う時や、避難を行う時に、医療・福祉人材が不足する場合は、避難元の市町村からの要請を受け、県が関係機関（医療・福祉関係団体等）と調整して派遣を行う。
- ②避難先となる医療機関及び社会福祉施設等において、避難者を受入れするために医療・福祉人材が不足する場合は、避難先の市町村からの要請を受け、県が関係機関（医療・福祉関係団体等）と調整して派遣を行う。
- ③避難が長期化する見込みである場合等は、県が医療・福祉人材の派遣について他都道府県や国に対して支援を要請する。
- ④県は関係機関と連携し、原子力災害対策重点区域内（30km圏内）に所在する医療機関及び社会福祉施設等や、避難先となる医療機関及び社会福祉施設等の職員が、原子力防災に関する知識が得られるよう研修会等の実施に配慮する。

(5) 避難先施設の開設・運営マニュアルの作成、訓練の実施

- ①避難先施設の開設・運営に関して、避難元市町村、避難先市町村、県、避難先施設等がどのように連携して対応するのかを定めた開設・運営マニュアルを作成する。
- ②開設・運営マニュアルに基づき訓練を実施し、災害対応の検証を行う。

9 医療機関等の避難計画の作成手順

医療機関及び社会福祉施設等は、「避難計画の作成例（ひな形）」を参考に、補足説明等を踏まえながら、施設の実態に合わせた「避難計画」を作成する。

なお、作成にあたっては、地震・津波等の自然災害に関する既存の災害対応計画等がある場合には、既存のものに原子力災害に関する対応を加える等して共通化を図る。

- ①医療機関及び社会福祉施設等は、まずは自施設のみで検討・作成できる部分をまとめる。
- ②医療機関及び社会福祉施設等が作成した「避難計画（施設検討分）」は、所在市町村の担当課及び県健康福祉政策課で確認し、必要に応じて修正等を依頼する。
- ③「避難計画（施設検討分）」がまとまった後、所在市町村が地域毎に連絡会議を開催して、市町村や県等と連携が必要な部分をまとめる。また、地域全体の避難計画を踏まえながら、医療機関や社会福祉施設等ではどのように対応するのか意見交換を行い、避難の内容を具体化していく作業を行う。

①自施設のみで検討・作成できる部分をまとめる

- 医療機関及び社会福祉施設内の組織体制
- 災害時の初動対応等の方法
- 備蓄品・持出品リストの作成 等

②市町村や県等と連携が必要な部分をまとめる

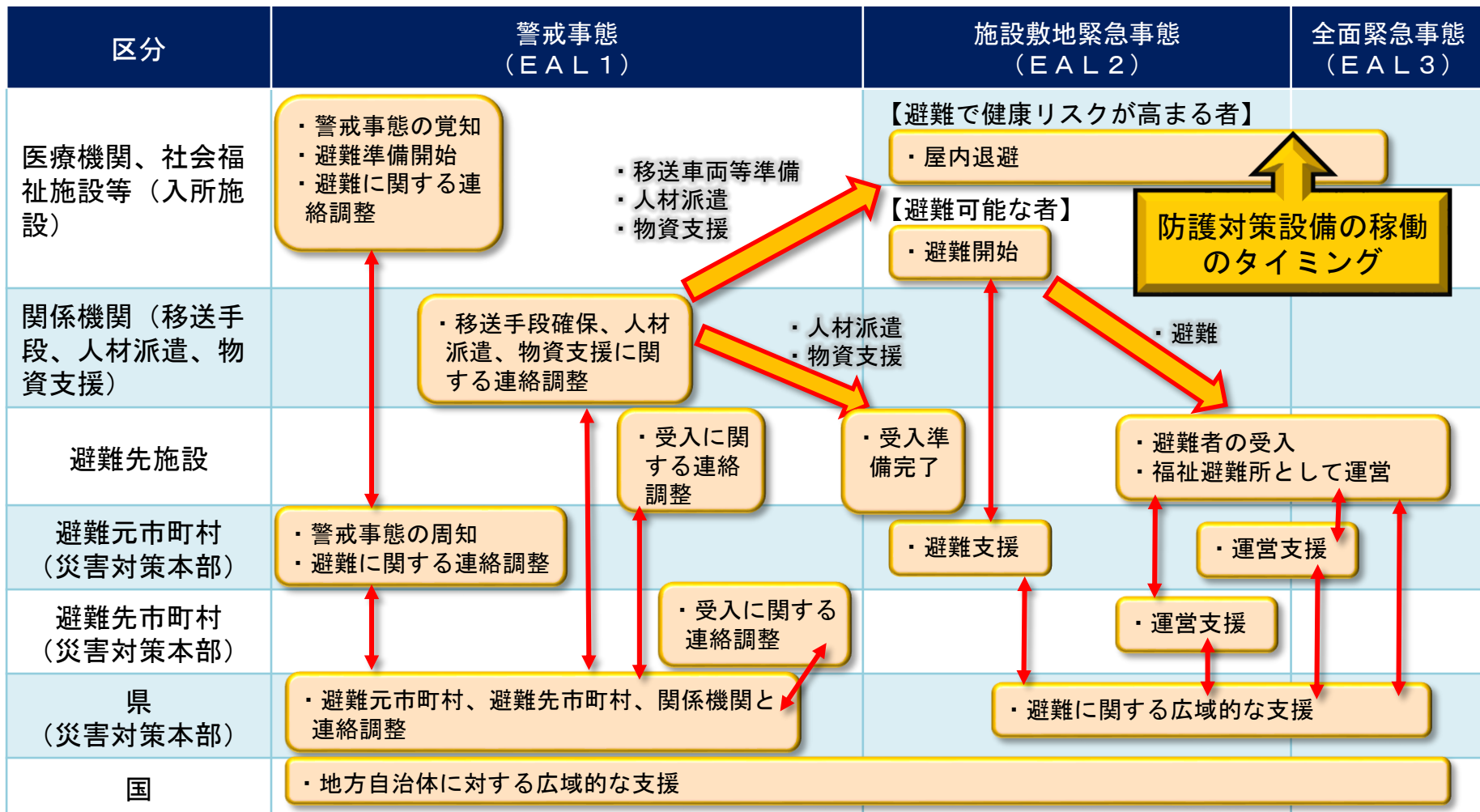
- 緊急連絡先
- 避難先
- 避難手段
- 避難経路
- 医療・福祉人材の確保 等

「青森県原子力災害に係る医療機関及び社会福祉施設等の避難計画作成ガイドライン」
 避難計画の作成例（ひな形）の項目別にみた、自施設で作成する項目と市町村及び県等と連携して作成する項目

項目	自施設で検討・作成する項目	市町村及び県等と連携して作成する項目	連携して作成する内容
第1章 総則			
第1 目的	●（全部）		
第2 適用範囲	●（全部）		
第3 施設管理者等の役割	●（全部）		
第4 行政機関等との連携・協力	●（全部）		
第2章 原子力災害事前対策			
第5 原子力災害対策委員会の設置等	●（全部）		
第6 委員会の開催等	●（全部）		
第7 緊急連絡体制等の整理	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連絡先・連絡方法（連絡会議で詳細を決定）
第8 施設利用者に関する情報の整理	●（全部）		
第9 原子力防災教育	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
第10 原子力防災訓練	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
第11 備蓄及び点検	●（全部）		
第12 避難先、避難手段及び避難経路		●（全部）	避難先、避難手段、避難経路（連絡会議で詳細を決定）
第3章 緊急事態応急対策			
第13 応急対策本部の設置	●（全部）		
第14 本部長及び副本部長の職務	●（全部）		
第15 情報の伝達及び支援要請	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連絡先・連絡方法（連絡会議で詳細を決定）
第16 施設の安全確認	●（全部）		
第17 応急物資の確保	●（全部）		
第18 屋内退避	●（全部）		
第19 避難準備	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
第20 避難	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
第4章 避難中の対策			
第21 避難先における施設利用者への医療提供・ケア等	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
第22 物資及び人員の確保	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
第23 施設利用者家族等への連絡	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等との連携（連絡会議で詳細を決定）
別紙			
別紙1 原子力災害対策委員会の組織体制	●（全部）		
別紙2 緊急連絡先一覧	▲（一部）	▲（一部）	行政機関等の連絡先・連絡方法（連絡会議で詳細を決定）
別紙3 備蓄品・非常時持出品リスト	●（全部）		
別紙4 避難に関する基本情報		●（全部）	避難先、避難手段、避難経路（連絡会議で詳細を決定）
別紙5 応急対策本部の組織体制	●（全部）		
別紙6 行動チェックリスト（平常時）	▲（一部）	▲（一部）	市町村及び県と連携して作成する項目を踏まえて最終的に確定させる
別紙7 行動チェックリスト（災害発生時）	▲（一部）	▲（一部）	市町村及び県と連携して作成する項目を踏まえて最終的に確定させる

10 PAZ（5km圏内）における緊急時対応の流れ

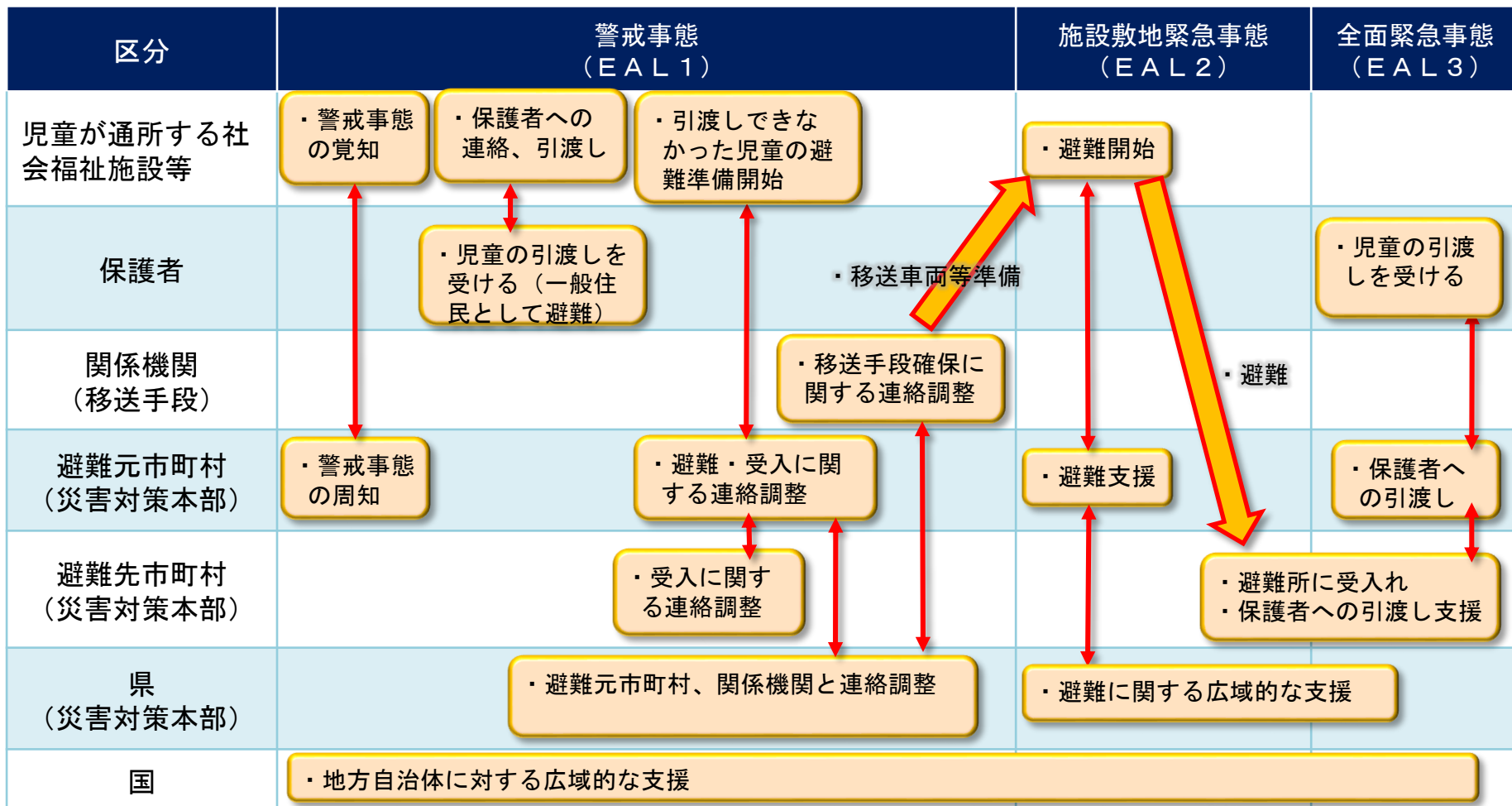
(1) 医療機関及び社会福祉施設等（入院・入所施設）



※放射線防護対策を実施した医療機関及び社会福祉施設では、全面緊急事態（EAL3）の段階で、防護対策設備を稼働させて屋内退避を行う。

10 PAZ（5km圏内）における緊急時対応の流れ

（2）児童が通所する社会福祉施設等

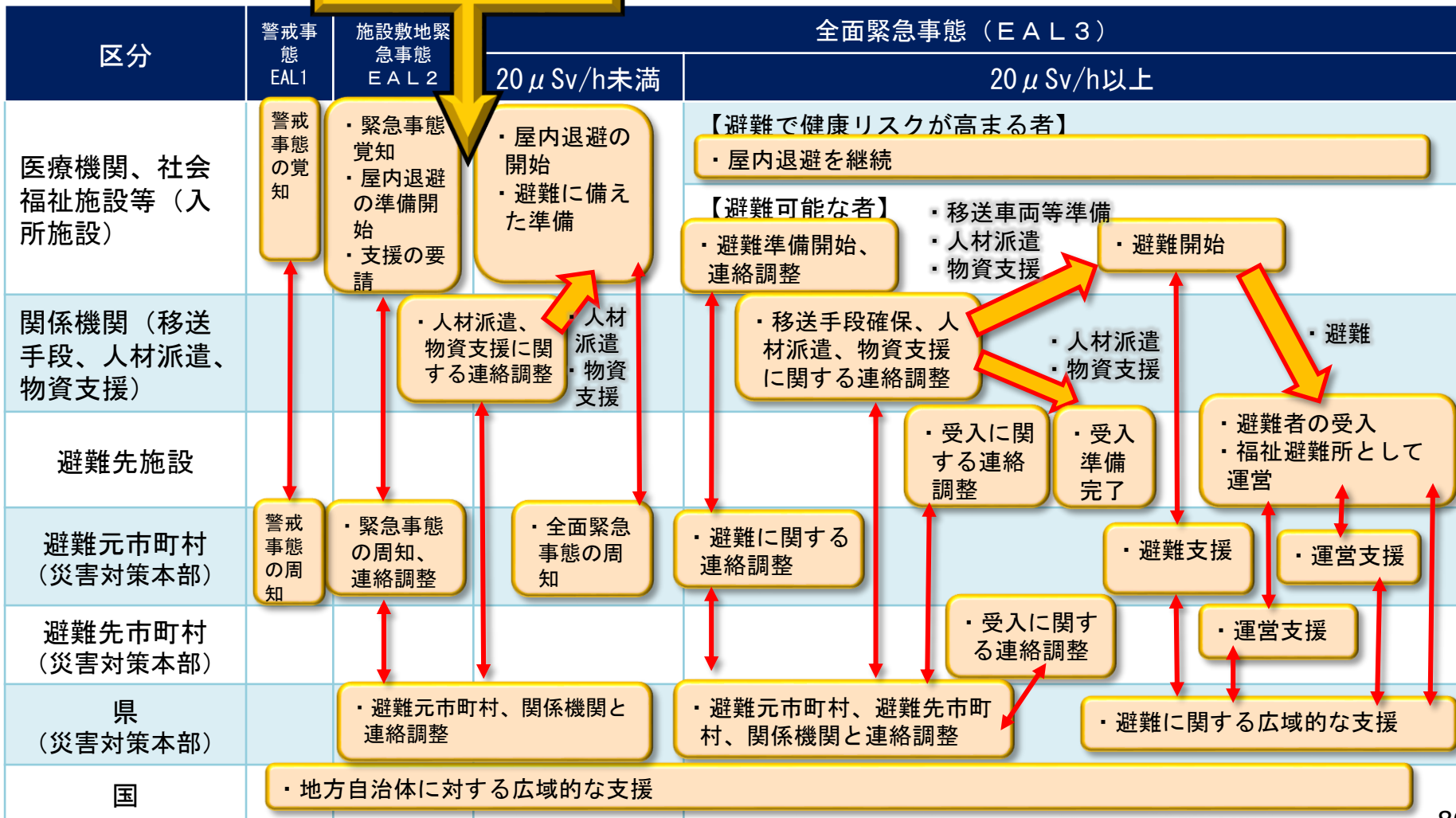


1.1 UPZ (5~30km圏内) における緊急時対応の流れ

(1) 医療機関及び社会福祉施設等 (入院・入所施設)

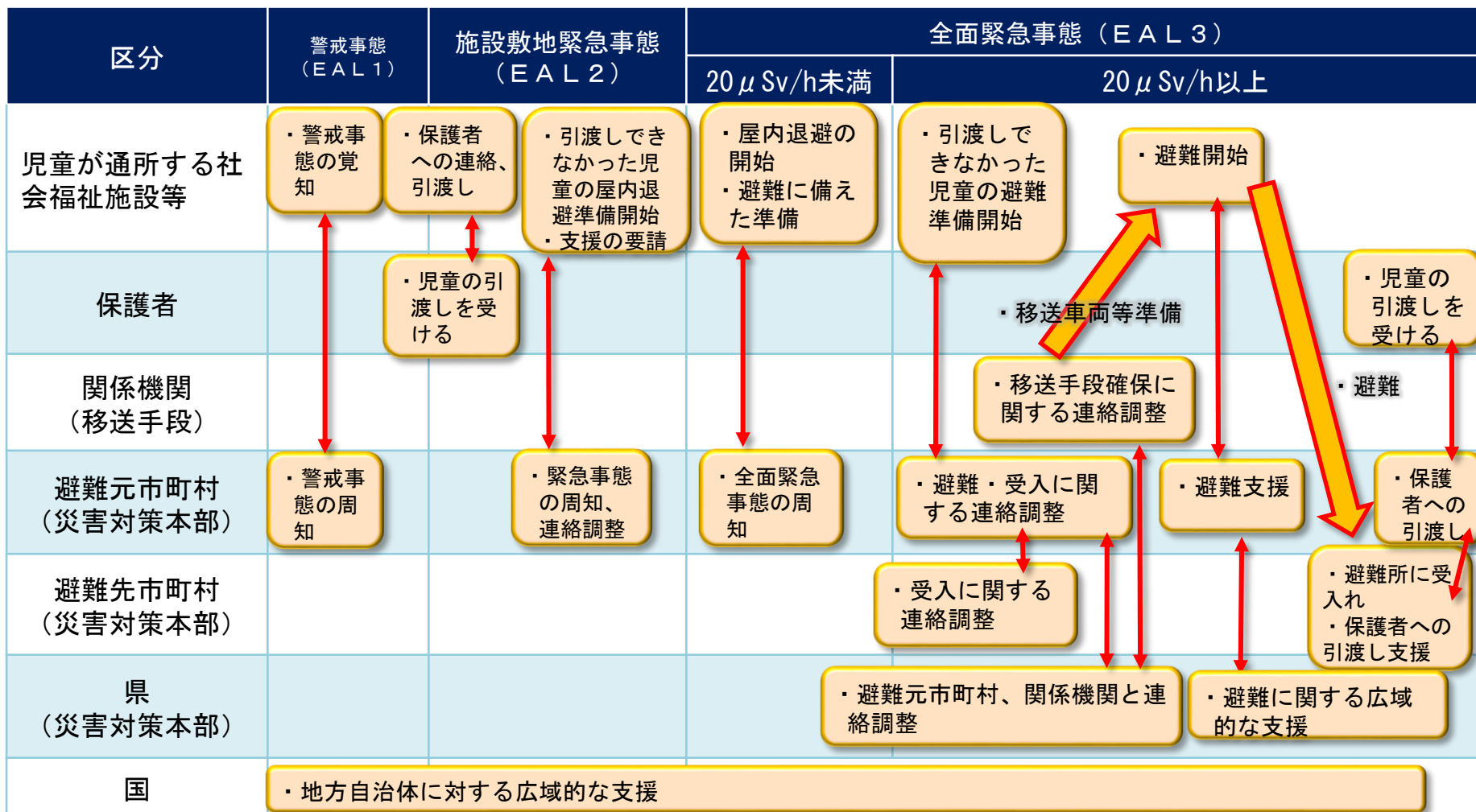
防護対策設備の稼働のタイミング

※放射線防護対策を実施した医療機関及び社会福祉施設では、全面緊急事態 (EAL3) の段階で、防護対策設備を稼働させて屋内退避を行う。



1.1 UPZ (5~30km圏内) における緊急時対応の流れ

(2) 児童が通所する社会福祉施設等



※警戒事態で保護者引渡しを開始し、施設敷地緊急事態までの間、引渡しを実施する。全面緊急事態では引渡しできなかった児童と屋内退避を実施し、避難指示が発出された場合には一緒に避難し、避難先で保護者へ引渡しを行う。

1 2 放射線防護対策を実施した施設への収容

(1) 放射線防護対策を実施した施設への他施設の入所者等の収容について

- ①放射線防護対策を実施した施設へ、入院・入所者以外の者（放射線防護対策を実施していない他施設の入所者や在宅の要配慮者）を収容することは、避難により健康リスクが高まる者をより条件の整った環境下で屋内退避を実施できるという点で重要である。
- ②市町村においては、次の点に留意して検討を進めていく必要がある。
 - ・市町村と放射線防護対策を実施した施設の管理者とで、施設への収容方法や収容した被災者の生活支援の方法等について十分協議を行うこと。
 - ・放射線防護対策設備の性能（換気量等）を踏まえた人数設定をすること。（想定以上の人数を収容した場合、施設内の人間に健康影響が生じる可能性がある。）
 - ・食料等の備蓄状況を踏まえた人数設定をすること。
- ③放射線防護対策を実施した施設へ、施設入所者以外の者を収容することを決定した場合には、市町村の避難計画と施設が作成する避難計画にその内容を記載する必要がある。